上天草市生活困窮者自立相談支援事業実施要領

１　目的

本事業は、生活困窮者が抱える多様で複合的な問題につき、生活困窮者からの相談に応じ、必要な情報提供及び助言を行うとともに、生活困窮者に対する支援の種類及び内容等を記載した計画の作成、生活困窮者に対する各種事業の利用のあっせん等さまざまな支援を一体的かつ計画的に行うことにより、生活困窮者の自立の促進を図ることを目的とする。

２　実施主体

　実施主体は、上天草市（以下「市」という。）とする。ただし、事業の全部又は一部を生活困窮者自立支援法施行規則（平成２７年厚生労働省令第１６号）第９条に規定する社会福祉法人、一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動法人に委託して実施することができる。

３　対象者

　　上天草市に在住する現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することが出来なくなるおそれのある者（以下「生活困窮者」という。）とする。

４　実施体制

市が直営又は委託により自立相談支援事業を実施する機関（以下「自立相談支援機関」という。）は、事業実施にあたり、自立相談支援窓口に主任相談支援員、相談支援員、就労支援員（以下「主任相談支援員等」という。）を配置する。

なお、相談支援員と就労支援員を兼務することは可能とする。

また、主任相談支援員等は、原則として、厚生労働省が実施する養成研修を受講し、終了証を受けた者とする。

　（１）　主任相談支援員

　　　　自立支援機関における相談業務全体のマネジメント、他の支援員の指導及び育成、支援困難なケースへの対応など、高度な相談支援を行うとともに、社会資源の開拓及び連携等を行う。

　（２）　相談支援員

　　　　生活困窮者へのアセスメント、プランの作成を行い、様々な社会資源を活用しながら、プランに基づく包括的な相談支援を実施するとともに、相談記録の管理や訪問支援などのアウトリーチ等を行う。

　（３）　就労支援員

　　　　生活困窮者へのアセスメント結果を踏まえ、公共職業安定所や協力企業を始め、就労支援に関する様々な社会資源と連携を図りつつ、その状況に応じた能力開発、職業訓練、就労支援等の就労支援を行う。

５　事業内容

自立相談支援窓口の相談支援は、以下の手順で実施する。

（１）　生活困窮者の把握及び相談受付

ア　生活困窮者の複合的な課題に包括的かつ一元的に対応する窓口を設置し、電話・来所による相談を受け付ける。

また、生活困窮者の中には自ら相談に訪れることが困難な者もいることから、自立相談支援機関は待ちの姿勢ではなく、訪問支援などアウトリーチを含めた対応に努める。この場合、地域内の関係機関のネットワーク強化を図り生活困窮者の早期把握に努め、必要に応じて伴走型の相談や訪問、声かけなどを行う。

イ　相談受付時に、相談者の主訴を丁寧に聞き取った上で、他制度や他機関へつなぐことが適当かを判断（振り分け）する。

ウ　相談者への他制度等の紹介のみで対応が可能な場合や、明らかに他制度や他機関での対応が適当であると判断される場合は、情報提供や他機関へつなぐことにより対応する。

エ　相談内容から、自立相談支援機関による支援が必要であると判断される場合は、本人から、本事業による支援プロセスに関する利用申込を受けて、その同意を得るとともに、丁寧なアセスメントを行う。アセスメントにより、本人に関する様々な情報を把握及び分析した後、自立相談支援機関が継続してプランの策定等の支援を行うか、又は他制度や他機関へつなぐことが適当かを改めて判断（スクリーニング）する。

なお、生活保護制度へつなぐことが適切と判断される場合は、確実に上天草市福祉事務所につなげるものとする。

また、他制度や他機関へのつなぎが適当と判断された者には、本人の状況に応じて適切に他の相談機関等へとつなぐとともに、必要に応じてつなぎ先の機関へ本人の状況について確認するなど、適宜フォローアップに努めるものとする。

なお、本人に関する個人情報を関係機関と共有するためには、本人の同意が必要であることに留意すること。また、いわゆる相談のたらい回しとならないよう関係機関と連携する。

（２）　アセスメント及びプランの策定

ア　スクリーニングの結果、自立相談支援機関による継続的な支援が妥当と判断された者に

ついては、本人へのアセスメント結果を踏まえ、本人の自立を促進するための支援方針、

支援内容、本人の達成目標等を盛り込んだプランを策定する。

なお、プランは本人と自立相談支援機関とが協働しながら策定するものであることから、プランの策定に当たっては、本人の意思を十分に尊重する。

イ　プラン策定前においても、必要に応じて、緊急的な支援（住居確保給付金の支給等）や、その他の地域における様々な社会資源を活用した各種支援が受けられるよう、必要な調整を行うものとする。

ウ　プランの内容は、自立相談支援機関が自ら実施する支援に加えて、次に掲げる事業等など、本人の自立を促進するために必要と考えられる支援を盛り込むものとする。

（ア）　住居確保給付金の支給

（イ）　就労準備支援業

（ウ）　一時生活支援事業

（エ）　家計相談支援事業

（オ）　子どもの学習援助事業

（カ）　生活福祉資金貸付事業

（キ）　生計（生活）困難者レスキュー事業

（ク）　天草公共職業安定所が実施する生活保護受給者等就労自立促進事業

（ケ）　上記のほか、様々な公的事業による支援及び民生委員等による見守り活動等のイン

フォーマルな支援

エ　支援調整会議を開催し、プランの内容が適切なものであるか確認を行うとともに、プランに基づく支援に当たって、関係機関との役割分担等について調整を行う。

オ　自立相談支援機関は、支援調整会議において、５（２）ウの（イ）及び（エ）の事業（以下「就労準備支援事業等」という。）が盛り込まれたプランが了承された場合には、就労準備支援事業等については支援決定を、５（２）ウ（カ）又は（キ）又は（ケ）の事業等については支援内容の確認を行う。

カ　自立相談支援機関は、実施主体の支援決定又は確認を受けたプランに基づき、具体的な支援の提供等を行う。

（３）　支援調整会議

ア　目的

支援調整会議は、プランの策定等にあたり、以下の４点を主な目的として開催するもので

ある。

（ア）　プランの適切性の協議

自立相談支援機関が策定したプランについて、市及び関係機関が参加して合議のもと

で適切性を判断する。プランの内容が、本人の課題解決及び目標の実現に向けて適切であるかを、自立相談支援機関以外の関係者も参画する合議体形式で協議し、判断する。

（イ）　各支援機関によるプランの共有

各支援機関が、プランの支援方針、支援内容、役割分担等について共通認識を醸成し、

これを了承する。本人が抱える課題と設定した目標を共有し、各支援機関の役割を明確

化する。

（ウ）　プラン終結時等の評価

プラン終結時等においては、支援の経過と成果を評価し、自立相談支援機関としての

支援を終結するかどうかを検討する。

（エ）　社会資源の充足状況の把握と創出に向けた検討

個々のニーズに対応する社会資源が不足していることを把握した場合には、それらを

地域の課題として位置付け、社会資源の創出に向けた取組を検討する。

イ　留意点

支援調整会議を効率的に開催するため、自立相談支援機関は支援調整会議を開催する前に、プランに盛り込む支援サービスの利用について、必要に応じて市やその他の関係機関・関係者との間で調整を行う。

（４）　支援決定

ア　市は、プランに盛り込まれた支援等の利用について、その可否を決定するため支援決定を行う。また、併せて当該プランの内容が適切であるか否かを確認する。

イ　市は、プランに盛り込まれた支援等の支援方針、支援内容等について、利用要件に該当していることが確認できた場合は、内部において決裁し、決裁後、速やかに利用者へ支援決定の通知を行う。

ウ　市は、事業の利用要件に該当しないといった支援決定ができない理由がある場合は、その理由を速やかに自立相談支援機関に連絡し、連絡を受けた自立相談支援機関は、本人及び関係機関とプランの内容等について確認・調整を行い、見直したプランを市に提出する。

（５）　支援の提供・モニタリング・評価・再プラン策定・終結

ア　プランに基づき、自立相談支援機関自ら支援を実施するほか、各支援機関から適切な支援を受けられるよう本人との関係形成や動機付けの促しをサポートする。

イ　各支援機関による支援が始まった後も、各支援機関との連携・調整はもとより、必要に応じて本人の状況等を把握（モニタリング）する。

ウ　定期的なプランの評価は、以下の状況を整理し、概ね３か月、６か月、１年など本人の状況に応じ、支援調整会議において行う。

（ア）　目標の達成状況

（イ）　現在の状況と残された課題

（ウ）　プランの終結・継続に関する、本人の希望・支援員の意見等

エ　評価の結果、支援の終結と判断された場合は、他機関へのつなぎや地域の見守りなどの必要性を検討し、必要に応じてフォローアップを行う。例えば、就職後から一定期間については、本人の状況を適宜把握し、必要に応じ本人からの相談に応ずることができる体制を整えておくことが望ましい。

オ　評価の結果、プランを見直して、支援を継続する必要があると判断された場合は、改めてアセスメントの上、再度プランを策定する。

６　生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者の自立に向け、包括的な支援が提供されるよう、自立相談支援機関が中心となって、支援調整会議その他の既存の合議体も活用して協議の場を設ける。また、効率的かつ効果的に生活困窮者を早期把握し、チーム支援を行うためには、関係機関との連携が重要であり、このためのネットワークづくりを一層進め、その活用を図る。

また、自立相談支援機関が自ら又は当該協議の場、関係機関とのネットワークを通じ、生活困窮者の支援に関する社会資源の開発を行う。

７　留意事項

（１）　事業の実施に当たっては、厚生労働省が発出する「自立相談支援事業の手引き」及び「生活困窮者自立支援制度に係る自治体事務マニュアル」を参照する。

（２）　相談支援に当たっては、「自立相談支援事業の手引き」に定める「自立相談支援機関使用標準様式（アセスメントシート・プランシート等帳票類）」を使用する。

また、利用者ごとに支援台帳を作成し、管理する。

（３）　関係機関と個人情報を共有する場合は本人から同意を得ておくことなど、個人情報の取扱いについて適切な手続きを踏まえる。

附　則

この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成２８年４月１日から施行する。